

# 説明に基づく同意 (Informed Consent)

ケビン・マックニッシュ<sup>1</sup>

## 出典

Macnish, K., “Informed Consent,” *Data, Privacy and the Individual*<sup>2</sup>, 2019.

## 凡例

太字と下線による重要箇所の強調は紹介者によるものである。

## 簡単な紹介

本論文では、パーソナルデータの収集や使用に際し、医療や研究の場合と同様に説明に基づく同意が必要かどうか、必要だとすればそれはなぜか、という問題が扱われている。同意の正当化に関しては、まず、自律の尊重を根拠とする第一の立場と、危害の規制を根拠とする第二の立場が紹介される。後者の陣営が前者の陣営に対して展開した批判は妥当でないと言われるが、それでも前者が、パーソナルデータの収集や使用をあまりにも厳しく制限してしまうという難点を含んでいることが指摘される。次に、相互的意思決定を根拠とする第三の立場が紹介され、それは同意の知的な正当化としては不十分であるものの、リスクの倫理学の主張とは親和的であることが指摘される。リスクの倫理学の主張とは、リスクの確率や深刻さの計算が、主としてリスクの主観的な性質や、意思決定において意思決定者・受益者・費用負担者が異なることに由来する問題を含んでいることを指摘し、その解決方法として利害関係者全員の意思決定への参加を提案するものである。そのような見解を踏まえ、本論文では、第一の立場が重視する自律の価値を認めつつも、第二の立場が指摘する危害の規制という同意の機能を発揮させるのに資するものとして、第三の立場が推奨されることになる。

## 要約

---

<sup>1</sup> オランダのトゥウェンテ大学哲学科で助教授を務める。プライバシーや監視、安全をめぐる倫理を専門にしている。

<sup>2</sup> データ経済の成立によって生じた、プライバシーへの脅威という現代的な課題を踏まえ、Carissa Véliz が代表者となって遂行した研究プロジェクト。その研究成果として、全体報告書に加え、質問調査報告書、そして7本の独立の論文が発表されているが (<https://www.ic.edu/cgc/research/data-privacy-individual/>)、ここではその中からインフォームド・コンセントに関する論文を取り上げ紹介する。

はじめに

20 世紀半ば以降、同意は研究倫理の中心問題の一つであった。ニュルンベルグ綱領やヘルシンキ宣言で重視されたのを嚆矢として、同意は研究倫理の中に広がっていき、今や人を対象とする学術的・臨床的研究が行われる際には、ほとんど普遍的に同意が要求されるようになっている。

2016 年、欧州議会が一般データ保護規則（GDPR: the General Data Protection Regulation）を可決した際に強調されたように、人々に関連するデータ（パーソナルデータ）の構築、収集、保管、所有、使用の機会が増大したことで、それらの目的に対しても同意が求められるべきではないかという懸念が生じた。本稿ではパーソナルデータの収集や使用の必要条件としての同意の要求に焦点を当てる。

まず、同意の様々なタイプについて概観し、次に、ビーチャムやチルドレスの陣営と、オニールやマンソンの陣営との間で生じた論争に注目する。前者は同意が自律の尊重という根拠から正当化されると考えるのに対し、後者は危害の規制の方がそれをよく根拠づけられると考える。この論争はパーソナルデータの収集に関しても重大な意義を持つ。後述するように、前者が正しければデータに関する個人の選択の尊重の必要は、諸個人に由来するがもはやその人と関連づけることができないもの（例えば、匿名化されたデータ）を含む、あらゆるデータの使用にまで及ぶことになりうる。対照的に後者は、匿名化されたデータを使うことでそのデータ元の個人に実際に危害が生じる可能性がなければ、収集や使用への同意は必要ないとする。

次に、私は同意が医師と患者による相互的意思決定として正当化されるというカツツの提案を導入する。これは、ハンソンやハーマンソンによるリスクの倫理学につながっていく発想である。カツツの提案は同意の効果的な正当化にはなっていないものの、同意が保護しようとしている多くの点に到達するための価値ある方法である。

## 同意のタイプ

本稿では「同意」と「説明に基づく同意」を互換可能な仕方で用いるが、同意には最初から理解しておくべきいくつかの面がある。最も根本的な区別は、ファーデンとビーチャムが意味<sub>1</sub>、意味<sub>2</sub>と呼ぶものの区別である。「同意の意味<sub>1</sub>」とは、それによってある処置が自由に開始されたりある個人によって許可されたりする、権威づけに関する道徳的な概念である。「同意の意味<sub>2</sub>」とは、それによって特定の社会環境の中で同意が収集されたり「妥当だ」と見なされたりする、文化的な規則や政策としての規則の記述である。「同意の意味<sub>1</sub>」が「同意の意味<sub>2</sub>」でないことはありうるし、その逆もありうる。本稿では主として「同意の意味<sub>1</sub>」に焦点を当てるが、最後には「同意の意味<sub>2</sub>」にも目を向け、2つの同意が有用な仕方で相互に作用しうるものであるのを見る。今のところは、次のように言っておけば十分

である。「同意の意味<sub>1</sub>」は意味<sub>2</sub>の政策や規範の基準となるべきだ。そして同時に、意味<sub>2</sub>の規範が制度的な環境において同意を法制化したり、同意を追求する人々を導いたりするためには不可欠であることも認識しておくべきである。

ビーチャムとチルドレスは「同意の意味<sub>1</sub>」が妥当であるための必要条件を特定している。同意は問題に関連する (relevant) 事実を公表された上で、判断能力のある (competent) 個人により与えられねばならない。その人はそれらの事実を理解し、その理解の下で今後進行していく過程に対して、自発的に同意せねばならない。明示的な (express) 同意とははっきりと言い表されるもの (活動 X を行うに賛成するという明確な決定) のことだと普通は想定されているが、同意は (反対しなかったり何もしなかったりすることで表明される) 暗黙の (tacit) ものであったり、(なされたことから推測される) 間接的な (implicit) ものであったりすることもある。暗黙の同意や間接的な同意は主観的な解釈に左右されるため、明示的な同意よりも正当化するのが難しい。最後に、デフォルトに関する一つの問題がある。活動 X に関するオプトイン方式のデフォルトから始めるべきか、オプトアウト方式のデフォルトから始めるべきか。人々は何かをすることより何もしないことを選好すると、普通は考えられている。よって、デフォルトをオプトアウト方式にするなら、より多くの人々が活動 X に携わる可能性が高くなるだろう。例えば、Google や Facebook が採用するデフォルトの多くはプライバシー侵襲的だが (すなわち、それらの企業は厳密な意味で必要な量以上のデータを収集している)、多くの人々はそうするのが可能なときでさえも、そのようなデフォルトから離れる、すなわちオプトアウトの手続きを取ることはない。

## 同意を正当化する

同意はどのようにして、例えば誰かのパーソナルデータへのアクセスのような、普通は不正であるような活動を道徳的に許容可能なものに変形するのだろうか。以下ではビーチャムとチルドレス、オニールとマンソンによる正当化を検討した上で、カツによる第三のアプローチを見る。

### ・自律の尊重としての同意

同意は、ビーチャムとチルドレスによれば、カントやミルに由来する、根本的な人格の尊重から導き出されるものである。彼らはカントの定言命法を解釈して、あらゆる人格が無条件的な価値を有し、各々が自分自身の道徳的運命を決定する能力を有しているという認識に、自律の尊重は源を発すると述べている。それに従えば、ある人を尊重することには、その人格を目的それ自体として扱うことが含まれる。言い換えれば、人々は自分がどのように生きたいと欲するかを、自由に決定すべきである。よって同意は、ある人格の生への介入がその人格の目標や価値観に適うものであることを保障するための方法であるということになる。

しかし、オニールとマンソンによれば、これは正当なカント解釈ではない。カントの自律は、あらゆる人にとって役目を果たしうる行為の諸原理の、特定の形式的な特性であり、諸個人の特徴ではない。ビーチャムとチルドレスはこうした批判を受けてもなお、自らの立場をカントの自律に由来するものとして正当化し続けているが、ビーチャムは自分の立場が、少なくともカントよりミルに負うところが大きいことを認めている。

自律についてのミルの立場は、他者に危害を加えたり、他者の権利を侵害したりしていない場合にのみ、ある人格は自己決定の権利を持つ、というものである。同意が必要な活動が一般に、他者に危害を加える、あるいは加えうるものであるということを踏まえれば、そのような活動は自己決定として規定されえない。しかしながら、現実の危害や潜在的な危害を被る人格は、そのようなリスクや危害を引き受けるかどうかについての自己決定権を持つ。ビーチャムとチルドレスの言い方では、自律的な個人は自分で選択した計画に従い、自由に行うのである。

したがって、ビーチャムとチルドレスの立場は、人格の自律を尊重せよという要求に基づいて同意を正当化する、というものである。彼らの立場はカントよりミルに負うところが大きいように見えるが、このことは以下で、同意が重要である理由についての彼らの説明の限界を理解する上でも重要になる。

#### ・危害の規制としての同意

ビーチャムとチルドレスとは対照的に、マンソンとオニールは危害を規制したいという人々の欲求によって同意を正当化する。有害な活動に先立って同意が要求されるならば、危害を被るリスクのある人はおそらく、同意を拒むことで危害を避けるだろう。

マンソンとオニールは、ビーチャムとチルドレスのように同意を非カント主義的な自律によって正当化しようとすることには批判的である。彼らはそのような意味の自律が倫理にとって基礎的であるのかを疑問視している。そのような自律は個人や個人の選択に関係するものであり、個人が選択しえない公共財や外部性をどう論じるべきかを説明できない、と彼らは考える。彼らはそのような自律の概念は単なる選択の問題であるか、合理的な選択の問題であるかのどちらかであるとし、そうであれば次のようなディレンマに陥ると論じている。

第一に、自律が単なる選択として正当化されるなら、それがなぜ倫理にとって基礎的であるのかは明らかではない。この立場を取るなら、どんなに非合理的で貧しい説明に基づく選択でも、それが単に選択であるというだけで評価されるべき理由を説明する必要があるが、それが認められるならば同意に基づくカニバリズム、決闘、剣闘士といったものさえもが許容されるべきだということになる。

第二に、自律を合理的な選択として正当化すればそのような事態は避けられるが、今度は同意を得るための非常に高いハードルが設けられることになる。これは現状での同意の得られ方とは一致しない。

しかしながら、マンソンとオニールが示したディレンマには逃げ道がある。第一の批判に  
応答して、ビーチャムとチルドレスはミルに立ち返り、自己決定の権利が特定の制約の内側  
でのみ作動することを明確にすることができた。それについてのさらなる正当化は必要だ  
ろうが、上述のひどい活動はそのような制約を破るものと考えうるのである。

第二の批判に応答して、ビーチャムとチルドレスは自律が程度問題であると言う。完全に  
不在の場合から完全に存在する場合まで、自律には幅がある。ある行為が彼らのいう自律的  
なものとして認められるために必要であるのは、相応の程度の理解力と制約からの自由の  
みであり、完全な理解力や全くの影響の不在ではない。完全な自律を要求するのは現実に即  
したことはない。

よって、マンソンとオニールは藁人形を攻撃していたことになる。ビーチャムとチルドレ  
スが指摘するように、合理性には程度があり、ミル的な正当化にとって必要なのは、相応の  
程度の自律が存在することのみである。

ビーチャムとチルドレスの自律に基づく立場は以上のように擁護しようのだが、彼らの  
立場を取れば費用が高くつくということは認識しておくべきである。マンソンとオニール  
は、特定の、説明に基づく、明示的な同意が与えられないかぎりパーソナルデータを使って  
はならないとすることが、過度に高い要求であり有害であることを懸念している。情報の使  
用を厳しく禁止することは、治療の際の医師による情報の使用や医学的研究を制約するこ  
とで、患者や公共の利益を傷つけることになるだろう。

医学的なデータは公共の利益にとって特別なものであるため、そのようなデータをめぐ  
る同意についての議論を、それ以外のデータ収集をめぐる議論の典型例とすべきではない、  
という主張があるかもしれない。例えば企業によるデータ収集の場合、自律を尊重すること  
で犠牲になるのは企業の利益であり、それは企業が受け入れるべき費用だと考えられるか  
もしれない。しかし、そのような見解は単純すぎる。例えばサイバーセキュリティのための  
データ収集の場合、医学的なデータの場合と同様に公共の利益は増大する。匿名化された  
一般データを見本として収集することを厳しく制限することで、サイバーセキュリティを  
提供する企業の力が弱まることが示されるのであれば、マンソンとオニールの指摘は企業  
的・非医学的領域についても当てはまることになるだろう。

#### ・相互的意思決定

カツは、同意は医師と患者による相互的意思決定という手続き的な活動として正当化  
される、という第三の立場を示している。患者には、治療中や治療後にどんなライフスタ  
イルを実現したいかという自分の願望に基づいた選択の機会が与えられねばならないため、  
相互的意思決定は道徳的に必須であるという。選択の機会が与えられるべきなのはなぜか、  
という点についてはカツは説明していないが、そのような共有された意思決定は実行不  
可能だという主張に対しては応答している。

第一に、医師の専門的な知識は患者に譲渡されえないという主張に対しては、医師は専門

語を日常語に翻訳することができ、それにより知識に乏しい者でも説明に基づく同意を与えることができるようになる、という点が指摘される。第二に、何らかの病気を抱えていることで患者は同意を与えることができなくなるという主張に対しては、そのような主張を十分に正当化する経験的な証拠はない、と応答される。第三に、医師が利他主義にコミットしていれば、それだけで患者の利益が尊重されることは十分に保障されるという主張に対しては、尋ねることもなく医師が患者のニーズや価値観を知っているということは、利他主義によっては保証されえない、と応答される。第一と第三の論点は本稿にとっても重要だ。専門的な事柄があまりに複雑であるためにたいいていの人にはそれを理解できないということ、エンジニアがよい意図を有していることがどんな懸念でも十分に和らげるはずだということが、パーソナルデータの収集や使用に関する論争においても主張されうるからである。

ファーデンとビーチャムは、説明に基づく同意と相互的意思決定が同義でないにもかかわらずそう扱われている、という理由でカツツの立場を退けている。また、彼らはカツツの立場が手続き的な性質のものであり、「同意の意味<sub>1</sub>」の議論より「同意の意味<sub>2</sub>」の議論に基づくところが大きいと考えている。こうした批判は適切であり、カツツの立場はたしかに知的な土台を欠いているが、それでも、以下で見るように、リスクのある場合における倫理的な意思決定の難点について考える際には、カツツの立場にも利点がないわけではない。

## リスクの倫理学

同意の要求の正当化についていかなる立場を取るにせよ、リスクを伴うような状況において同意が重要であるということについては見解の一致が見られる。私はリスクという言葉を、誰かに対して、とりわけ被験者に対して危害が生じる可能性を意味するものとして用いる。一般に、重大なリスクを伴うが、被験者がそのことを説明されていない場合、研究は正当化されえない。リスクには二つの要素がある。危害が生じる確率と、生じうる危害の深刻さである。

リスクが医学的研究だけに伴うものでなく、あらゆる生活の領域で、とりわけデータの収集や使用に際して問題となることは明らかである。1996年、スウィーニーが匿名化された情報の中からマサチューセッツ州知事ウェルドのパーソナルデータを特定して以降一般に知られているように、膨大なデータセットが用いられている現代においては、プライバシーの維持は非常に難しくなっている。あるデータセットがたとえ匿名化されていたとしても、他のデータセットと関連づけられることで、匿名化されていた個人が特定されうる。よって、データが収集され、使用されるときにはいつでも、危害が生じる可能性があるということになる。危害の深刻さは情報の性質に左右され、健康状態の記録のようなセンシティブな情報は深刻な危害につながりやすいが、それほどセンシティブでないデータでも、他のデータセットと組み合わせることでセンシティブな情報の推測を可能にすることがある。

倫理学における正確な計算というものはどんなものであれ困難に満ちているが、リスク

についてのそれも例外ではない。リスクを危害の深刻さと確率の関数として分析する試みの難点を理解するために、以下ではハンソンの著作を参照する。その上で、バイアスの問題とその解決方法について考えるために、ハーマンソンの著作を見る。

危害の深刻さを評価する際の難点の一つは、その主観的な性質によるものである。左手を失っても私は哲学に携わることができるが、私がバイオリニストであったならばその職業は続けられなくなる。医療倫理では、輸血を拒むエホバの証人の信者の事例がよく論じられる。ビーチャムとチルドレスは、人々がその人に固有の事情のために、他の人とは異なる情報ベースを必要とすることがあるとしつつ、もっぱら主観的基準だけに依拠するのは、法や倫理にとっては不十分であるとする。患者は自分の熟慮にとってどんな情報が重要なのかを知らないかもしれず、重要な情報を決定するために各患者の経歴や性格を徹底的に分析するのを医師に期待するのも理にかなわないからである。したがって、私たちは「同意の意味」のアプローチに戻ることになる。それは同意を保障しないかもしれない制度的環境での手続き的なアプローチだが、現実の環境において合理的な仕方でも可能な限り、同意に接近することができる。

リスクの感知 (perceptions) もまた、重要な意味で主観的である。あなたはハンググライダーが好きかもしれないが、私はそれについて考えるだけでも恐ろしくなる。これは、あなたと私が確率や危害を異なる仕方で理解しているからではなく、リスクに対する私の閾値があなたのそれよりも低いからである。また、私はそれにより 20 年後に癌になるかもしれないとしても、明日そうなる確率は非常に低いだろうと考え煙草を吸う。この場合、時間もまたリスクの感知に影響を与えている。他にも、同様に影響を与える要素はいくつもある。

第三に、特定のリスクの確率の測定は、確実な要素を実際よりも大きく見積もり、重大な影響を与えうる不確実な要素を無視する、という錯覚をもたらしやすい。実用の観点からは、そうすることは計算のために必要であるが、そのことは同時に、実際の状況における確率を計算しようとするいかなる試みも、単純化であらざるをえないということを意味する。とりわけ、リスクのある活動から生じる社会の変化が予期せぬ帰結をもたらすことも、複雑化させる要素の中に含まれている。例えば、社会に利益をもたらすために同意を得ないまま医学的データを貯蔵すれば、それに狼狽した人々が公的な医療システムから離脱することになり、より大きなリスクがもたらされるかもしれない。これは、はじめは社会のためになる確率が高いと考えられたことが、実際には社会に危害を加える確率が高いとわかるような場合である。こうした問題は、その性質からして予想が困難だが、リスクに関する決定に達する際には重大なものとなる。

最後に、私たちはデータの収集や使用の帰結を知らず、それを保証することもできないという問題がある。

ハーマンソンは、リスクに関する意思決定における人々の間の違いに焦点を当てる。西洋の白人男性は、女性やマイノリティ集団よりもはるかにリスクを容認しやすい。西洋の社会的条件が白人男性に有利なものであることを考えればこのことは驚くべきことではないが、

西洋社会における重大な決定が最もリスクを容認しやすい集団によってなされる傾向があるということははっとさせられる事実である。例えば、男性よりも家庭内暴力やストーキングの被害に遭いやすい女性は、顧客として住所が利用可能になることで、男性が考えもしないリスクに苦しむことがありうる。

ウォルフは意思決定者、受益者、費用負担者が誰かという点に注目して、リスクを伴う決定における5つのシナリオを区別した（下の表）。シナリオ1では決定により利益を得たり損失を被ったりする人物が、リスクを伴う決定を行っている。シナリオ2では決定により利益を得たり損失を被ったりするのは、決定を行う者とは別の人物である。シナリオ3では決定により利益を得る者が決定を行っているが、決定により損失を被るのは別の人物である。シナリオ4では決定により損失を被る者が決定を行っているが、決定により利益を得るのは別の人物である。シナリオ5では決定により利益を得る者、損失を被る者、決定を行う者のそれぞれが別の人物である。

シナリオ	意思決定者	受益者	費用負担者
1	A	A	A
2	A	B	B
3	A	A	B
4	A	B	A
5	A	B	C

しばしば、収集されたデータの安全について請け合うのはそのデータによりほとんど、あるいは何も失うことなく利益を得る者である一方、損失を被るのはほとんど、あるいは何も得ることのない者である。とりわけ、企業が取るに足りないクーポンを配布することで、消費者についての知識から重大な利益を得るような小売取引の場合にこのことは事実である。そこで、小売業者はリスクを容認しやすくなり、他人のデータに関するリスクがより増大する。これは、上の表のシナリオ3に該当する。例えば、ターゲット社は妊娠している人を特定し、関連するクーポン券を送るためにデータを収集・使用していたが、そのようにして送られてきたクーポン券によって、父親が娘の妊娠を知ったという悪名高い事例がある。

よって、多くの損失を被る者についての決定が、ほとんど損失を被らない者によってなされるという懸念がある。このような非対称性は、道徳的に疑わしい決定により特権を有する者が保護され傷つきやすい者に危害が加えられることで、社会の分断が悪化するという事態につながる。こうしたことの古典的な事例はフォード・ピント事件である。これは、フォード社が販売したピントという自動車に欠陥があり、フォード社はそのことに気づいていたが、リコールによって問題を解決する方がピントの欠陥による事故の犠牲者や遺族への

賠償より高くつくと考えられたため、そうしないことを決定したというものだ。フォード社の内部にいて欠陥について知る者はピントには乗らなかつたろうから、フォード社は意思決定者であり受益者ではあるが費用負担者ではないことになり、この意思決定は上の表のシナリオ3に該当することになる。

こうした状況を改善する方法は、合衆国裁判所がそうしたように、フォード社に重い罰金を科すことである。フォード社の視点からすれば、罰金という結果によってフォード社は費用負担者になり、シナリオ3はシナリオ1に変わったわけである。

データを収集する企業とデータ元の個人との関係はしばしば、フォード社とピント乗車者の関係と同じである。リスクを容認しやすい傾向を改善する方法は、裁判所や立法者がそのようなデータ収集に費用を課し、危害を被ったと示しうる個人への賠償を認めることである。

最後に、リスクについての質問の組み立てられ (framed) 方から生じる懸念がある。ピーチャムとチルドレスによれば、治療に合意する人の数は、質問が生存確率により組み立てられているか、死亡確率により組み立てられているかに左右されるという。同意をめぐる論争の全体的な枠組みは、西洋に特殊な仕方で作られたものかもしれない。日本の社会では、与え、受け取り、お返しするという終わりのない相互的な過程が存在し、それにより複雑な関係が発展していくという。したがって、少なくとも一つの非西洋文化は、同意を与えないことで社会的な善への貢献を中止することになる可能性を、倫理的不正と見なすかもしれない。

リスクの主観的な性質を踏まえ、ハンソンとハーマンソンは参加型技術分析 (pTA: participatory Technology Analysis) という手続き的な解決方法を勧めている。これは、あらゆる利害関係者 (stakeholders) が全員で、新しい技術が社会のあらゆる場面においてもたらしうる影響を議論し、リスクに関する意思決定を共有するというものである。未来世代をどのように代表するか、マイノリティ集団が過剰な拒否権を持ったりマジョリティの意思決定に制圧されたりすることなくどのように決定に達するか、といったことをはじめとして、このアプローチにはいくつかの問題がある。さらに、データセットが極端に大きく、匿名化されたものになりうるビッグデータの時代において、どのように利害関係者の間でのバランスを取るかということに関する問題もある。しかしながら、pTA は共同の意思決定という上述のカットの提案とも一致するものである。

ハーマンソンやカッツの提案は、同意の価値をミル的な自律の理解の中に位置づけるだろう。しかしここで、自律の価値の正当化は、リスクに関する意思決定の、本来的に主観的な性質を認識することでなされるのである。影響を受ける人や集団を意思決定の場に参加させることで、主観性から生じる多くの問題はある程度和らげられる。どんな集団や個人も代表されないことがあってはならず、決定の結果により損失を被るリスクのあるあらゆる集団や個人が、意思決定者に含まれる。

したがって、その解決方法は手続き的な「同意の意味」に関するものであるとともに、

道徳的な「同意の意味」に関するものでもある。自己決定の権利や、自分が含まれる事例において危害であるものを決定する際にその個人が有する重要性を認識することで、その方法は「同意の意味」の価値を規定する。そして、マンソンとオニールが指摘したように、同意にとって決定的である危害の規制という機能を、どうすれば最もよく発揮できるかという点をめぐって、その方法は手続き的な「同意の意味<sub>2</sub>」に関しても解決方法を示している。その方法はビーチャムとチルドレスの陣営、マンソンとオニールの陣営の間の道を進むものだが、双方からの批判を回避しつつ、双方の洞察によって強化されたものである。

この解決方法をデータの問題に当てはめれば、データの収集、保管、使用における利害関係者の全員を理解する努力がなされるべきである。次に、そのような利害関係者は、データに関して生じることについての意思決定に参加するよう声をかけられるべきである。現実的には、そのような場は影響を受けるあらゆる個人を含むものにはならないだろうが、その過程が説明に基づくものになるように、代表によるフォーカスグループを組織することはできるだろう。そうすれば、社会のある部分に危害を加える可能性のある決定が、その部分についてほとんど何も知らない人々だけによってなされることは防ぐことができるだろう。

(林和雄)